

## 11 令和2年度都立学校における防災教育の推進について（通知）

令和2年度都立学校における防災教育の推進について（通知）

令和2年3月19日付31教指企第2064号により教育庁指導部指導企画課長から都立学校長宛て 通知

このことについて、各都立学校におかれましては、体験的、実践的な防災教育の推進を図り、児童・生徒に自助の力と共助の精神を育てていただいているところです。令和2年度におきましても引き続き、下記のとおり、別紙「令和2年度都立学校防災教育推進事業ガイドライン」を踏まえ、各学校において計画的、かつ、組織的な防災教育を推進するようお願いします。

## 別紙

## 令和2年度都立学校防災教育推進事業ガイドライン

本ガイドラインは、都立高等学校、都立中等教育学校、都立中学校及び都立特別支援学校（以下「都立学校」という。）における防災教育推進事業を実施する上で必要な事項を定めるものである。

## 第1 趣旨

東日本大震災の発災を踏まえ、児童・生徒に、災害から自らの命を守るために必要な「自助」の能力を身に付けさせ、防災に関する意識の高揚を図るとともに、助け合いや社会貢献など「共助」の精神を育み、人間としての在り方生き方を考えさせるため、全ての都立学校において、学校や地域の実態に応じた体験的、実践的な防災教育の充実を図る。

## 第2 「防災教育推進委員会」の設置等

各都立学校は、別記「都立〇〇学校防災教育推進委員会設置要項（例）」を参考に、防災教育推進委員会設置要項を定め、自校に「防災教育推進委員会」を設置する。

なお、要項は年度ごとの作成とせず、必要に応じて改正を行う。

2 委員会の構成は、自校の教職員だけでなく、学校所在地の自治体防災担当者、消防署員・消防団員、警察署員、地域自治会の防災担当者等をもって構成する。

なお、避難訓練及び自衛消防訓練の適正な実施の観点から、消防本部を設置していない一部の島しょ地域の学校を除き、原則として、消防署員を委員に充てる。

3 委員会は、年2回開催するものとし、開催時期、議事は委員長である校長が定める。

## 第3 避難訓練の計画及び実施

各都立学校は、「安全教育プログラム（第12集）」（令和2年3月）76ページから84ページも参考に、避難訓練を計画し、実施する。

2 避難訓練の年度計画の策定にあたっては、区市町村が作成するハザードマップ等を確認し、浸水が想定される地域においては水害を想定した避難訓練を実施するなど、火災や地震の想定以外にも、地域の実情に応じ風水害、土砂災害など多様な災害を想定する。

3 「各区市町村地域防災計画において浸水想定区域内の要配慮者利用施設として区市町村から指定された場合は、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な訓練の計画の作成及び訓練を実施しなければならない」旨が水防法第15条の3により義務付けられていることから、学校所在地区市町村の最新の地域防災計画を確認し、該当する場合は、台風、集中豪雨又は大雨を想定した訓練を出水期前までに確実に実施する。

4 同じ災害種別においても、多様な設定時間・場面、災害の設定状況等で実施する。

5 避難訓練の実施計画にあたっては、体験的、実践的な避難訓練となるよう留意する。したがって、防災講話、第4で示す「東京マイ・タイムライン」を活用した指導だけでは避難訓練の実施とはならない。

また、避難訓練において緊急地震速報を用いる等、緊迫感、臨場感をもたせるように工夫する。

6 避難訓練の実施回数は、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」に基づき、都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においては年間4回以上、都立中等教育学校前期課程、都立中学校及び都立特別支援学校においては、年間11回以上を原則とする。

なお、避難訓練の予定日に実施できなかった場合は、日程を改めて計画し、年度内に確実に実施する。

7 6における避難訓練は防災教育としての訓練であるため、不審者対応に関する訓練は、6の避難訓練の実施回数には含まない。ただし、不審者対応に関する訓練の実施を妨げるものではない。

## 第4 「東京マイ・タイムライン」を活用した指導

全ての都立高等学校等において、「東京マイ・タイムライン」を活用した指導を、年1回以上実施する。

2 原則として、高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）の第1学年を対象とするが、学校の実態等によって、他の学年で実施することも可とする。

なお、特別支援学校については、生徒の実態等に応じて、実施の有無や実施方法を判断する。

3 原則として、令和2年4月から7月までの間に実施することとするが、学校の事情等によっては、9月以降に実施することも可とする。

## 第5 地域と連携した防災教育の充実

各都立学校は、学校保健安全法に基づき策定した学校安全計画の見直しを図るとともに、学校が行う避難訓練・防災訓練に、消防署員・消防団員や区市町村の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、地域主催の防災訓練に児童・生徒及び教職員が参加したりするなど、消防署等の関係機関、地域、保護者等との連携を重視した避難訓練・防災訓練を年間必ず1回以上実施する。

2 年1回「防災教育の有識者を招いた講演会」を実施する。講演会の対象については、「児童・生徒」、「保護者」、「教職員」、「地域関係者」等とし、校長が定める。講師の選定は校長が行い、各都立学校の実態に応じ、被災地から講師を招へいするなど、より実践的な内容とする。

3 全日制の都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においては、「宿泊防災訓練に関するガイドライン」に基づき、一泊二日の宿泊防災訓練を教育課程に位置付けて実施する。一部の定時制の都立高等学校についても実施する。

4 都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程においては、防災活動支援隊による学校の避難訓練や一泊二日の宿泊防災訓練の支援、地域主催の防災訓練への参加、東京都教育委員会から配布されている担架、応急手当セット等の防災用品の活用など、防災に関する意識や技能を高め、地域との連携をより深める取組を推進する。

5 都立特別支援学校においては、「都立特別支援学校における一泊二日宿泊防災訓練実施要項」に基づき、一泊二日の宿泊防災訓練を教育活動に位置付けて実施する。

## 第6 教材の活用

各都立学校は、東京都教育委員会から配布されている防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」について、安全教育の年間指導計画に位置付け、計画的かつ系統的に活用を図り、児童・生徒に「自助」や「共助」の心を育てるとともに、災害時に必要な知識や技能を身に付ける学習を推進する。

## 第7 関係機関との連携

各都立学校は、消防署や学校所在地の自治体防災担当等との連絡を十分に行い、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加につなげるよう努める。

2 実施に当たっては、各都立学校が主体となって、その他の公共機関とも適切に連携を行う。

## 第8 経費

東京都教育委員会は、研究・実践に必要な経費を予算の範囲内で配付する。

予算規模 1校（課程ごと）27,000円

（内訳）防災教育推進委員会委員謝礼、防災教育の有識者を招いた講演会や一泊二日の宿泊防災訓練時の講演会における講師謝礼

2 各都立学校は、予算に不足が生じる場合は、防災教育推進委員会、防災教育の有識者を招いた講演会等の実施前に教育庁指導部指導企画課に相談すること。

3 各都立学校は、都立学校運営連絡協議会の支払基準、教職員研修センターの講師等謝金支払基準を準用し、講師の区分、各都立学校の実情等に合わせて適切に予算を執行すること。

## 第9 報告事項

各都立学校は、教育庁指導部指導企画課が示す様式により、実施状況及び予算の使途を報告する。

## 別記 学校防災教育推進委員会設置要項 (例)

## 都立〇〇学校防災教育推進委員会設置要項

## 第1 (設置)

これからの時代に求められる都立学校における地域と連携した防災教育のあり方及び児童・生徒に自助の力と共助の精神を育む防災教育の推進に関わる事項について検討するため、都立学校に「防災教育推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

## 第2 (所掌事項)

委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校の避難訓練、防災訓練等への参加及びその評価に関すること。
- (2) 自助・共助の視点に立った実践的な防災教育に関すること。
- (3) 地域主催の防災訓練への児童・生徒や教職員の参加等、学校と地域の相互交流を重視した防災教育の在り方に関すること。
- (4) その他委員長が必要と認めること。

## 第3 (構成)

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副校長をもって充てる。
- 4 委員は、委員長が指名する者を充てる。  
(例) ・大学教授等防災に関する学識経験者  
・地域自治会の防災担当者  
・学校所在自治体の防災担当者  
・消防署員・消防団員、警察署員  
・地区医師会  
・保護者  
・教諭等自校職員 等

## 第4 (任期)

委員の任期は、原則として当該年度の4月1日から3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第5 (会議)

委員長は、委員会を年2回召集し、主宰する。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長がその職を代理する。

## 第6 (意見の聴取)

委員長は、会議に際し、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## 第7 (庶務)

委員会の庶務は、校長が指定する者が処理する。

## 第8 (補則)

この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 この要項は、校長が必要に応じて改正する。

## 附則

この要項は、令和〇年〇月〇日から施行する。